

令和7年第1回熊野町議会全員協議会

会議録

1. 招集年月日 令和7年2月21日

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 開会年月日 令和7年2月21日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（13名）

|              |              |
|--------------|--------------|
| 1 番 藤 本 健 太  | 2 番 世 良 将 生  |
| 3 番 水 原 耕 一  | 4 番 福垣内 邦 治  |
| 5 番 光 本 一 也  | 6 番 中 島 数 宜  |
| 7 番 尺 田 耕 平  | 8 番 竹 爪 憲 吾  |
| 9 番 沖 田 ゆかり  | 10 番 片 川 学   |
| 11 番 民 法 正 則 | 13 番 大瀬戸 宏 樹 |
| 14 番 時 光 良 造 |              |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員（0名）

~~~~~○~~~~~

6. 説明のため出席した者の職氏名

|           |         |
|-----------|---------|
| 町 長       | 三 村 裕 史 |
| 副 町 長     | 岩 田 秀 次 |
| 教 育 長     | 平 岡 弘 資 |
| 総 務 部 長   | 西 岡 隆 司 |
| 住民生活部長    | 西 川 伸一郎 |
| 健康福祉部長    | 西 村 ゆ り |
| 企画担当部長    | 榎 並 正 和 |
| 建設農林部長    | 堂 森 憲 治 |
| 技術担当部長    | 寺垣内 栄 作 |
| 教 育 部 長   | 立 花 太 郎 |
| 総 務 部 次 長 | 佛 圓 至 裕 |

建設農林部次長

宗 像 雅 充

住民生活部次長

福 嶋 春 樹

健康福祉部次長

井 原 志保里

教 育 部 次 長

須 賀 雅 彦

財 務 課 長

多久見 良 数

産 業 観 光 課 長

近 藤 光 宏

都 市 整 備 課 長

渡 部 貴 幸

子育て支援課長

熊 野 孝 則

建 設 課 主 幹

大後戸 勝

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長

桐 木 和 義

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 8. 案件

### 【議会】

- (1) 第6次行政改革大綱の進捗状況について（報告）
- (2) 職員給与の初任給改定及び在職者調整について（報告）
- (3) 令和7年度当初予算について（報告）
- (4) 筆の里工房周辺整備事業について（報告）
- (5) 熊野町国民健康保険税の税率改定について（協議）
- (6) 熊野町こども計画策定について（報告）
- (7) 熊野第三小学校南校舎改築事業について（報告）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 9. 議事の内容

（開会9時28分）

○議長（時光） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方におかれまして、また、執行部の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中、全員協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

本日の全員協議会では、執行部から、協議案件1件、報告案件6件について、それぞれ説明を受けることとし、後ほど、議会からの案件について御協議いただきたいと思います。

ます。

それでは、皆様方の様々な御意見を頂きながら、円滑に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

協議会の開会に当たりまして、町長から発言の申出がありました。

これを受けたいと思います。

三村町長。

~~~~~〇~~~~~

〇町長（三村） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方には、大変お忙しいところ、お時間をいただき、誠にありがとうございます。

案件説明の前に、2件御報告させていただきます。

まず、1件目は、昨年9月定例会において同意をいただきました、故坊田かずま氏への熊野町名誉町民の称号付与に関してですが、名誉町民授与を記念して、坊田かずま特別展示を企画し、昨年12月に役場庁舎、1月に西防災交流センター、現在は東防災交流センターにおいて開催中で、2月末まで展示することとしております。

また、制作に時間を要しておりました名誉町民並びに名誉町民証書が完成しましたので、先般、坊田氏の御遺族である真砂久子氏に贈呈しましたことを、この場をお借りし御報告申し上げます。

次に、2件目でございますが、国の令和6年度補正予算において、令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加が決定され、本町においては、低所得者支援額等に1億40万6,000円、推奨事業メニュー分に6,506万8,000円の交付限度額が示されました。

なお、この推奨事業メニュー分につきましては、今年度実施済みの事業への充当が可能とされておりますので、先般実施しました、令和6年度熊野町地域経済応援クーポン券事業及び令和6年度学校給食食材費等高騰対策支援事業の一般財源部分への充当を図るとともに、令和7年度予算において、物価高騰の影響を受けている生活者等を支援する事業を各種検討しております。

この交付金活用事業の内容につきましては、後ほど、令和7年度当初予算の説明の中で御報告させていただきます。

さて、本日の協議会では、協議案件1件、報告案件6件について御説明させていただ

きます。

まず、1件目は、第6次行政改革大綱の進捗状況について、2件目は、職員給与の初任給改定及び在職者調整について、3件目は、令和7年度当初予算について、それぞれ概要を御説明させていただきます。

続いて、4件目は、筆の里工房周辺整備事業について、観光交流施設新築工事の契約締結及び今後のスケジュール等を御説明させていただきます。

5件目は、熊野町国民健康保険税の税率改定について、来年度以降の税率等について協議をさせていただきます。

6件目は、熊野町こども計画策定について、その概要を。

最後、7件目は、熊野第三小学校南校舎改築工事について、事業の進捗状況を御報告させていただきます。

議員の皆様方におかれましては、諸施策への御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

どうかよろしくお願いいたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） では、早速、協議会に移ります。

執行部におかれましては、説明は着座で構いません。

それでは、よろしくお願いします。

報告案件、第6次行政改革大綱の進捗状況について、執行部から説明を受けたいと思います。

西岡総務部長。

~~~~~〇~~~~~

○総務部長（西岡） それでは、令和5年度の第6次行政改革大綱の進捗状況につきまして御説明いたします。

以後は着座にて説明をさせていただきます。

資料としまして、資料1の1、第6次行政改革大綱の進捗状況について、次に、資料1の2、第6次熊野町行政改革大綱実施計画、資料1の3、熊野町行政改革懇談会の答申書をお配りしております。

まず、第6次熊野町行政改革大綱実施計画の令和5年度の実施について御説明させていただきます。

詳細な実績につきましては資料 1 の 2 になりますが、この中から主だったものを取りまとめた資料 1 の 1 により説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

令和 3 年度から取り組んでいる第 6 次行政改革大綱実施計画においては、全部で 64 の具体的な取組項目を設定しております。

基本施策 1、町民参画の推進については 8 項目、基本施策 2、効率的、効果的な行財政運営の推進では 36 項目、基本施策 3、スマート自治体への体制整備については 12 項目、基本施策 4、広域連携の推進については 8 項目でございます。

まず、全体の取組状況から見ますと、全 64 項目のうち、53 項目について目標を達成しており、割合としては 82.8%の達成率で、おおむね目標値は達成された状況にあると確認しております。

下の表の左から、基本施策、具体的施策と取組項目とし、一番右端の欄には、目標値を超えたものと、目標値に至らなかった取組を記載しております。

まず、基本施策 1、町民参画の推進については、八つの取組項目のうち、目標値を超えた取組が二つ、目標値に至らなかったものが一つございました。

目標値を超えた取り組みは、⑤まちづくり協働事業の推進と、⑦パブリックコメントの実施でございます。

取組番号⑤につきましては、令和 5 年度において設定した 5 団体への支援の目標に対し、7 団体に対して実施することができました。

取組番号⑦のパブリックコメントについては、令和 5 年度は実績が 5 件あり、令和 5 年度までの累計での 3 件に設定しているため、目標値以上の進捗となっております。

目標に至らなかった取組項目③シビックプライドの育成については、筆の里工房北側に整備する新施設のオープンに向け、住民の機運を高める取組として新名物アイデアコンテストを実施し、多くのアイデアが集まり、試作品を製作する活動を行いました。が、町内の産業観光関係団体等との連携や、組織の設立に向けた支援には至っていない状況のため、目標値以下の実績となりました。

次年度以後の取組については、既存の団体や大学等と連携し、熊野みらい LABO の活動を拡大していくこととしております。

続きまして、基本施策 2、効率的、効果的な行財政運営の推進でございます。

36 の取組項目のうち、目標値を超えた取組が九つ、目標値に至らなかったものが八つでございます。

目標値を超えた進捗のあった九つの取組については、主に、税や料の収納に関するもので、滞納整理システムの活用により滞納整理件数が増加し、収納率が向上したものでございます。

次のページに移りまして、目標に至らなかった八つの取り組みの一つ目、取組項目②につきましては、口座振替やコンビニ利用率について目標値を設定しておりますが、令和5年度に、新たに、共通納税 e L T A X での納付が開始され、これの利用が増えたことからコンビニ等の利用率等が低下し、目標値を下回る結果となったものでございます。

なお、金融機関等での納付書払い以外の収納率は上昇している状況となっております。

取組項目③の保育料の収納率及び⑥の後期高齢者医療の収納率につきましては、いずれも、令和5年度において高額の滞納者が増えたことによるものです。今後も、引き続き、定期的な催促を行うなど、滞納整理業務を実施してまいります。

取組項目⑭につきましては、令和5年度の取組内容として、町民一人当たりの起債残高を18万円と掲げていましたが、災害予防に係る地方債発行が増となり、起債残高も増加したため、実績としては20万円となりましたので、目標値を下回る評価を行ったものでございます。

今後は、筆の里工房周辺整備事業に係る地方債の発行も予定しており、執行の状況を注視し、計画的な財政運営を行うこととしております。

取組項目⑰につきましては、オンラインでの研修、会議の参加については定着しており、必要な場合のみの旅費の支出が行われています。一方で、取組目標の一つである特別旅費、県外出張旅費の支出形態については、変更に向けた具体的な検討が行われなかったため、目標値を下回る評価を行ったものでございます。

また、国家公務員における旅費規程の改正も行われることから、これら準拠いたしまして、他市町の情報を収集し、本町における旅費規程の改正を検討してまいります。

取組項目⑲につきましては、目標である電子入札の運用に向けて、制度面の整備を行いました。が、実際の運用開始には至っていないため、目標値を下回る評価を行ったものでございます。

次のページに移りまして、取組項目⑳につきましては、第5次定員適正化計画に定める職員数の確保に向けて採用を行いました。が、前年に引き続き、中途退職者が多かったことから、目標値を下回る結果となったものでございます。

取組項目㉒につきましては、職員における適正なワークライフバランスのため、休暇

取得の啓発をしてまいりましたが、目標値を下回る結果となったものでございます。今年度においても、引き続き、啓発を行うとともに、休暇取得しやすい環境の整備について検討を行ってまいります。

続きまして、基本施策3、スマート自治体への体制整備でございます。

12の取組項目のうち、目標値を超えた取り組みが一つ、目標値に至らないものは二つございました。

目標値を超えた取組は、⑫行政情報の積極的な提供でございます。

取組項目⑫につきましては、令和5年度において、インスタグラムでの情報発信や、公式LINEで熊野町に関する各種情報を発信しており、既存のホームページでの公開コンテンツと併せ、目標値を大きく上回った実績となりました。

件数の内訳としましては、インスタグラム投稿件数62、熊野町公式LINE投稿件数3,695件、ホームページ公開件数686件でございます。

目標に至らなかった取組項目③窓口アンケートの実施につきましては、マイナンバーカードの普及、利用促進が行われる中で、アンケートの項目等を精査する必要があり、令和5年度においては、その内容の検討にとどまったものでございます。

取組項目⑥につきましては、保存文書は庁舎内の所定の場所に一定期間保管後、順次、期限を過ぎたものから廃棄しておりますが、年度によって保存数と解決数にばらつきがあり、令和5年度についても、廃棄数より保存数が上回る結果となりました。

今後は、保存、廃棄の基準を職員に周知するとともに、紙媒体での保存量を減らす取組もDX推進担当課と協力して進めてまいります。

続きまして、基本政策4、広域連携の推進については、八つの取組項目のうち、目標値を超えた取組が一つ、目標値に至らなかったものはございませんでした。

目標値を超えた取組は、①広域連携の推進で、令和5年度において目標設定した61の連携事業に対して、73の事業について連携を行う実績となりました。

この広域連携については、熊野町は、現在、広域的に連携して事業を実施する二つの組織に所属しており、令和5年度においては、広島市を事務局とした広島広域都市圏において46事業、呉市を事務局とした広島中央地域連携中枢都市圏においては27事業で連携を行ったところです。

以上、第6次熊野町行政改革大綱実施計画の令和5年度における進捗状況について報告させていただきました。

なお、ただいま報告いたしました第6次熊野町行政改革大綱実施計画の令和5年度
の取組について、さきに行政改革懇談会に諮問させていただき、資料1の3のとおり
答申をいただいております。

説明は以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 執行部からの報告が終わりましたので、この報告について、  
質疑があればお願いします。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） ないようですので、それでは、第6次行政改革大綱については、  
最小の経費で最大の効果を発揮できるよう、引き続き、実施計画に基づき行政改革を推進する  
よう要望し、次の報告に移りたいと思います。

続いて、報告案件、職員給与の初任給改定及び在職者調整について、執行部から説明  
を受けたいと思います。

西岡総務部長。

~~~~~〇~~~~~

○総務部長（西岡） それでは、職員給与の初任給改定及び在職者調整につきまして御説
明いたします。

以後は着座にて説明させていただきます。

資料2を御覧ください。

今回御説明させていただきます内容は、本町の職員の労働条件の改善と、職員募集時
における他市町との競争力の確保のため、採用者の初任給を引き上げること、また、併
せて在職者の給与を引き上げることについてでございます。

まず、1、現状についてでございます。

一つ目の表のとおり、熊野町の初任給は安芸郡4町の中で最も低い状況となっており
ます。広島県内のその他の市町は、主に、大卒初任給が本町より高く設定されており、
最高で、1級33号、広島市のところもある状況でございます。

その下の表は、ラスパイレス指数による県内順位の安芸郡4町の比較でございます。

ラスパイレス指数は、国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給料水準
を示す指数でございますが、本町の県内順位は下位で推移を続けており、近隣町と比較

しても低い給料水準で勤務してきている状況となっております。

続いて、２、分析についてでございます。

現在の本町の初任給は、かねてから近隣市町より低く定められておりますが、近年の国や県からの権限委譲や、災害対応など、地方公共団体に求められる役割が増え、業務量が増加していることから、職員数一人当たりの負担が大きい状態が継続してきております。

今後も、職員が自らの業務に誇りとやりがいを持ち、さらに、質の良い住民サービスを提供し続けるためにも、労働の対価である給料については見直しの必要があると考えております。

今後、さらなる人材の確保競争が見込まれる中で、本町にふさわしい人材の確保のため、初任給及び在職者における給料の調整を行うものでございます。

続いて、３、実施内容についてです。

表のとおり、初任給を現在より８号昇給させ、大卒で１級２９号とし、併せて、短大卒、高卒についても同様に、それぞれ８号引き上げることとします。

これに伴い、在職者については、今年の４月の定期昇給で上げ幅の調整を行うこととします。

職員の給料は、５５歳になるまでは一年に４号、５５歳到達以後は２号の定期昇給を行っていますが、在職者への上げ幅の調整を行う行わない場合、令和７年４月に採用した職員の給料が令和６年４月採用者を追い越してしまうこととなります。こうした状況が発生しないよう、全ての職員について調整を行います。

今年４月における調整幅は、表に記載しておりますように、初任給の８号の引上げに合わせ、在職者についても８号の調整を行い、さらに、定期昇給の号給を加えるものとします。これにより、５５歳未満の職員で１２号、５５歳以上の職員では１０号の昇給となります。

調整の例を二つ記載しております。（１）の例を御説明します。

調整を行った場合、令和６年４月に採用した職員は、現在の、１級２１号が１級３３号となります。改正を行った後の初任給の号給が１級２９号ですので、差が４号となり、一年分の差がついた号給となり、追い越しは発生しないこととなります。

これら、初任給の改正と在職者調整の実施時期は本年４月１日を予定しております。

続いて、その他の措置についてです。

(1) につきましては、現在の町の規定では、55歳から59歳までは2号給ずつ昇給を行っていましたが、今後は、国の規定に準拠し、原則、昇給停止といたします。

また、(2) につきましては、主任から主査、課長補佐から課長など、上位の職に昇任する際に、昇格した先の給料を決定する切替表についても、全て国の規定に準拠するものに改定をいたします。

最後に、影響額についてです。

今回の改正により、令和7年4月1日では、通常の定期昇給に加え、全員に8号の昇給を行うこととなります。従来どおりの昇給を行った場合と比較し、全体で、およそ1,432万円の増加となる見込みでございます。

近年では、地方公共団体についても、転職する若年層も多い傾向があり、近隣市町もこれに頭を悩ませている状況にあると聞き及んでおります。高い住民サービスの提供と、ミスのない事務運営を行うためにも、相応の人員確保が必要となります。

現在、勤務している職員がやりがいを持ち続け、業務に臨める労働条件を整えるとともに、離職を食い止め、職員数を確保する重要な要素であると考え、今回、給料に関する改正を行うものでございます。

なお、御説明しました内容のうち、55歳以後の昇給停止については条例改正が必要となりますので、3月定例会に提案をさせていただく予定としております。

説明は以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で執行部からの説明が終わりました。

この報告について、質疑があればお願いします。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） ないようですので、ただいま、職員給与の初任給改定及び在職者調整について説明を受けました。今回の職員給与に関する改正は、職員の労働条件等を総合的に勘案して判断し、決定されたものとして報告を受けました。

職員の皆さんがやりがいと誇りを持って、質の高い行政サービスの提供が行われるよう要望し、まとめとしたいと思います。

続いて、報告案件、令和7年度当初予算について、執行部から説明を受けたいと思います。

岩田副町長。

~~~~~〇~~~~~

○副町長（岩田） 令和7年度当初予算案につきまして、その概要を資料3により説明いたします。

座って説明をさせていただきます。

まず、予算編成の基本方針でございます。

一つ目でございます、第6次熊野町総合計画に掲げた取組の推進でございます。

令和7年度は、令和2年度に策定をした第6次熊野町総合計画の掲げる総合戦略や、基本政策の達成状況の評価年度となります。

令和3年度から、これまでの取組や成果をしっかりと検証し、個々の目標達成に向けた取組を推進すること。

二つ目は、子育て教育支援の充実として、子供を安心して産み育てることができるよう、子育て世代の経済的負担軽減につながる支援の充実を図るとともに、子育てしやすい環境の整備や、これからを見据えた教育環境を整備するなど、ソフト、ハード両面で子育て世代に選ばれるまちとなるための取組を推進すること。

三つ目は、防災・減災対策の推進として、気候変動の影響により激甚化する自然災害や、近い将来発生が予想されている南海トラフ地震の発生に対し、国土強靱化施策の重要性がさらに増加しております。誰もが安心・安全で快適に暮らせるよう、防災・減災対策の推進を加速することでございます。

こうした考えの下に予算編成を行った結果、一般会計の予算規模は119億8,000万円となり、令和6年度当初予算額の102億1,800万円に対し、17.2%の増となっております。

続きまして、一般会計の歳入歳出予算の概要を、前年度当初予算比較により御説明いたします。

まず、歳入のうち、町税では、個人町民税や固定資産税など、全ての税目で増額が見込まれ、3.3%増の25億2,500万円。

地方交付税では、普通交付税において、社会保障関係経費や人件費の増加が見込まれており、国から交付される地方交付税総額が増加したことから、2.3%増の28億3,300万円。

国庫支出金では、物価高騰などに対応した各種事業の財源となる物価高騰対応重点支

援地方創生臨時交付金の計上などにより、54.3%増の27億8,200万円。

県支出金では、保育等に係る事業費増に伴う、子供のための教育・保育給付費、県費負担金の増などにより、10.4%増の8億9,500万円。

繰入金では、財政調整基金からの繰入額増などにより、74.1%増の6億8,400万円。

町債では、筆の里工房周辺整備事業などの財源となる公共事業等債の増などにより、55.5%増の6億6,800万円となっております。

次に、歳出でございます。

まず、総務費は23.6%増の17億5,700万円で、基幹業務システムの標準化対応に係る経費などを計上している行政情報化事業の増額などによるものでございます。

続きまして、民生費は17.6%増の51億1,800万円で、定額減税補足給付金支給事業の計上のほか、単価の増に伴う保育所等運営事業の増などでございます。

衛生費は15.2%増の9億1,200万円で、安芸地区広域ごみ焼却場事業負担金の増額に伴う、廃棄物中間処理、最終処分事業の増などとなっております。

土木費は36%増の16億800万円で、筆の里工房周辺整備事業の体験交流施設や、調整池建設の増などでございます。

教育費は12.9%増の10億7,000万円で、学校給食事業において、2学期からの食缶方式移行に伴う初期費用や、調理委託料の増などによるものでございます。

公債費は3%増の7億9,600万円で、主な増要因は、令和3年度や令和4年度に借入れた地方債の据置期間が終了し、元金償還が開始することによるものでございます。

次に、主な事業につきましては表に記載のとおりとなっておりますが、その中から、各部で主なものを説明させていただきます。

まず、総務部です。

筆の里工房周辺整備事業のうち、産業観光課分につきましては、本町の文化を生かした魅力的なまちづくりの推進に向け、（仮称）筆の里創造の丘公苑内に観光交流施設を整備するための費用として5億2,600万円を計上しております。

次に、住民生活部でございます。

定額減税補足給付金支給事業につきましては、物価高への支援として、令和6年度に定額減税の実施や調整給付金の支給をしましたが、それでもなお不足する額を支給するための費用として1億8,700万円を計上しております。

次に、健康福祉部でございます。

保育所等運営事業のうち、就学前教育・保育施設整備事業費補助金などにつきましては、待機児童対策として、引き続き、認可外保育施設に入所した児童の保護者に対して保育料の一部を補助するほか、ゼロ歳から2歳児の受入れを促進するための施設整備に対する補助金の計上など、7,100万円を計上しております。

次に、建設農林部です。

筆の里工房周辺整備事業、都市整備課分といたしまして、筆の里工房と一体となった体験交流を中心とする観光交流拠点として公苑整備を推進し、地域活力の向上を図るための費用として2億6,000万円を計上しております。

令和7年度は、調整池や駐車場などの整備を実施いたします。

最後に、教育部でございます。

小学校大規模改造事業のうち、熊野第三小学校南校舎改築事業につきましては、熊野町学校施設長寿命化計画に基づき、熊野第三小学校南校舎の改築に向けた実施設計業務を実施するための費用として5,600万円を計上しております。

続きまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金推奨事業分を活用した事業につきまして御説明いたします。

国の令和6年度補正予算において当該交付金の追加が決定され、本町の推奨事業分として6,506万8,000円の交付限度額が示されました。一部、令和6年度に予算計上する事業もありますが、令和7年度予算において計上する五つの事業につきまして御説明いたします。

一つ目の、防犯対策事業のうち、防犯カメラ等設置補助金につきましては、家屋に防犯カメラや録画機能付インターフォンを設置する住民に対して補助するための費用として300万円を計上しております。

次に、二つ目と三つ目の事業につきましては、物価高騰の影響を受けている住民等を支援するため、水道料金の基本料金を2カ月分免除または交付するための費用を計上しており、環境衛生事業のうち、住民生活支援事業費補助金で、上水道のみ給水世帯に対する支援金として100万円、上水道会計繰出金のうち、水道料金の減免で、水道事業会計への繰出金として2,400万円をそれぞれ計上しております。

次に、四つ目と五つ目、物価高騰の影響を受けている事業者を支援するための費用を計上しており、保育所等運営事業のうち、保育施設等に対する支援金で、町内の保育施

設等に対する支援金として３００万円、学校給食事業のうち、学校給食提供に係る支援補助金で、給食を提供している事業者に対する支援金として８００万円をそれぞれ計上しております。

続いて、報告案件、筆の里工房周辺整備事業について、執行部から説明を受けたいと思います。

着座にて失礼いたします。

項目の１、要旨でございますが、（仮称）筆の里創造の丘公苑観光交流施設新築工事に係る指名競争入札を令和７年２月３日に実施し、落札業者と仮契約を締結したことから、契約内容や、今後の事業振興計画等について報告するものでございます。

このたびの工事の名称は、（仮称）筆の里創造の丘公苑観光交流施設新築工事で、用途は観光交流施設です。木造２階建てで、建築面積が２，１００平米、延床面積が２，３００平米となっております。

1 ページ、概要書、2 ページ、仕上表、3 ページから 5 ページ、各階平面図及び屋根
伏図、6 ページから 7 ページ、立面図、8 ページから 9 ページ、断面図、10 ページ、
矩計図、11 ページ、階段詳細図を添付しております。

12月定例会において質疑をいただきました、基礎の高さについて分かる資料として添付しております。

外壁面に接する基礎の高さでございますが、地盤から基礎の上まで30センチ以上確保するようにしております。

続きまして、項目番号3、入札結果及び内訳でございますが、予定価格7億630万円に対して、落札額7億600万円、予定価格における工種別の割合は、建築工事、約73%、電気設備工事、約12%、機械設備工事、約15%でした。

落札者は、広島市西区に本社がある河合建設工業株式会社です。

入札結果につきましては、参考資料2、入札状況報告書を御覧ください。

当該当社の県内の実績としましては、平成30年度に、広島県立広島叡智学園中学校高等学校教室棟のほか、新築工事、令和3年度に、祇園中学校屋内運動場新築、その他工事などを施工しております。

続きまして、項目番号4、仮契約につきましては、落札業者である河合建設工業株式会社と令和7年2月7日に仮契約を締結いたしました。

契約額は税込みで7億7,660万円です。

工期につきましては、工事の円滑な施工を確保するため、着工時期を落札業者が設定できる猶予期間制度を適用しております。落札業者から5月26日に着手する申出がありましたので、工期は令和7年5月26日から令和8年5月25日までの一年間となっております。

令和7年3月定例議会におきまして、契約締結に関する議案を提出いたします。

なお、工事完了後、必要な準備を整え、令和8年度上半期内に供用開始を予定しております。

続きまして、項目番号5、令和7年度事業予定でございます。

一番目の、筆の里工房周辺都市公苑整備事業第2期につきましては、工事概要として、調整池工事、ぬくもりの広場整備、上下水道接続、駐車場1、下段整備、駐車場1、上段仮設整備、エレベーター棟工事を進めてまいります。

予算は2億5,000万円を計上させていただいております。

3月定例会及び予算特別委員会において審議いただきますようお願いいたします。

2番目の、筆の里工房周辺都市整備事業整備工事第2期に伴う積算業務でございます。

業務概要として、一番目の、土木工事における設計積算業務を土木協会に委託するも

のでございます。

予算額は700万円を計上させていただいております。

3番目の、公園用地内の電柱移転補償でございますが、駐車場1の上段部に設置されている電柱を移転するものでございます。

予算は300万円を計上させていただいております。

項目番号6、全体事業費等についてでございます。

表の左側の項目、令和6年5月の全員協議会で報告をさせていただいた事業費、令和7年2月時点での事業費、増額割合、執行年度の順に記載しております。

初めに、項目の業務委託費でございますが、設計や工事管理業務等の事業費となり、先ほど、令和7年度事業予定の2番目で説明をいたしました、設計積算業務を追加させていただいております。

次に、用地補償費でございますが、令和7年度事業予定の3番目に説明をいたしました、電柱移転補償費の追加をさせていただいております。

次に、工事費を順に記載しております。

観光交流施設の増額7,700万円は、12月定例会において補正をさせていただいた工事費でございます。

下の、調整池の増額5,000万円は、コンクリート資材の単価改定に伴う増額でございます。

下の、駐車場整備、北側広場遊具設置においても、コンクリート構造物等があることから、各工事1,000万円程度の増額を見込み、事業費を見直しております。

最後に、合計でございますが、令和5年度の全員協議会で報告させていただいた事業費18億3,000万円から、事業費19億9,900万円の見込みとなっております。

項目番号7、公園施設の予定名称につきましては、右の図のとおり、筆の里工房周辺事業で整備しますエリア一帯を都市公園とし、その名称を筆の里像創造の丘公苑といたします。

筆の里工房及び新施設は本町の文化系芸術振興の中核施設です。施設のみならず、小高い公園全体で町民が集い、自主的に様々な創造や表現活動を展開できる姿をイメージし、創造の丘としました。

続きまして、2の、施設名称につきましては、熊野町美術館筆の里工房とし、町民や多くの来館者に親しまれて定着した筆の里工房という名称は残し、これからも後世

につなげていきたいと考えております。

熊野町美術博物館筆の里工房は二つの施設で構成され、そのうち、既存施設である筆の里工房を本館、このたび新設する観光交流施設を創作館とします。

本館とした理由といたしましては、既存施設、筆の里工房は、本町の筆産業、文化の象徴であり、文化芸術活動の中心拠点であるこの位置付けから、これからも変わることがないことを示すために、あえて特徴的な名称はしておりません。

また、新施設につきましては、様々な手仕事より形作られるものや、表現することが創造される場となることから、シンプルに創造館と表現しました。

公苑施設名称につきましては、これから、町内外への周知活動や、サイン工事を実施するに当たり、事前に報告させていただくもので、正式な決定といたしましては、令和7年12月の定例会において、筆の里工房などの設置管理条例の改正に関する議案を提出させていただく予定です。

説明は以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について、質疑があればお願いします。

沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） すいません、図面のところなんですけれども、1階の平面図、多目的ホールの横にエレベーターホールがあるんですけれども、これ、前回も申し上げたと思うんですが、車椅子の方が車で来られて、施設の中に入られて、そこへ行くまでの動線をお伺いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 渡辺都市整備課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○都市整備課長（渡部） 駐車場が上の段になりまして、ちょっとこの平面図の右側に、ちょっと身体障害者用駐車場の絵になっておりますが、実際は、もっと中央に近いところ、エレベーターに近いところに駐車スペースを設けさせていただきまして、中央にエレベーターがあって、それから、渡り廊下を通過して本館のほうに入ってくるようにさせていただきたいと思っております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） すいません、このアプローチ棟というところですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 渡辺都市整備課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○都市整備課長（渡部） そこではなくて、ごめんなさい、平面図の図面番号で言いますと3番の図面だと思いますけれども、今、一番上の真ん中の辺りにXの13というのがあると思います。

申し訳ないんですけれども、そこに、今回のこの発注図面ではエレベーター棟まで発注しておりませんので、ここのX13とX14、その付近に渡り廊下が来まして、駐車場から入ってくることになります。

今度のときに、エレベーターを発注するときにまた御説明を、予特のほうでまた御説明をさせていただきます。

申し訳ございません。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） はい、分かりました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） ないようですので、ただいま、筆の里工房周辺整備事業について、入札結果や、今後の予定事業などの説明を受けました。

本件については、3月定例会において関係議案が提出されますので、改めて審議することとし、また、当該工事については、今後も適宜報告されるよう要望し、まとめたいと思います。

続いて、協議案件、熊野町国民健康保険税の税率改定について、執行部から説明を受けたいと思います。

西川住民生活部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○住民生活部長（西川） それでは、協議案件、熊野町国民健康保険税の税率改定について、お手元の資料５により御説明いたします。

ここからは着席にて御説明させていただきます。

まず、１の、国民健康保険制度についてでございますが、安定的な財政運営を図るため、平成３０年４月から県と市町による共同運営、いわゆる、県単位化がスタートしております。

広島県国保運営方針第１期においては、保険者の公平性に配慮して、平成３０年度から令和５年度まで、６年間の激変緩和期間を設け、期間終了後の令和６年度から統一保険税率をベースに、市町ごとの収納率を反映した準統一の保険税率の実施の予定でしたが、見送りとなりまして、運営方針第２期において、令和１２年から令和１７年度のいずれかで完全統一保険税率を目指すこととなりました。

現行税率と標準保険税率で令和６年度の試算を行ったところ、一人当たりの保険税が１万８,８２３円の増額となっています。

続きまして、２の、熊野町国保の現状等でございますが、（１）被保険者等の推移の表ですが、世帯数、被保険者数ともに減少傾向で、（２）保険給付費の推移の表では、一人当たりの保険者負担は増加傾向となっております。

（３）税率の推移の表、税率につきましては、令和元年度から令和５年度まで据え置いておりましたが、令和６年度は、昨年度の本協議会で御説明、３月議会で議決いただき、税率改定をさせていただいたところです。

続きまして、２ページ目の３、県の算定結果でございますが、（１）のカラーの図は一人当たりの保険税収納必要額の推移を示しており、県が１２月に試算したところ、令和７年度の一人当たりの保険税収納必要額は、広島県全体では、図のグラフ、一番右側の積上げ棒グラフのすぐ上に表示しております数値ですが、１５万９,８７５円となり、対前年度比で４,５００円の増加となっています。

グラフの図の下を表は各年度の差額を表しています。

次の、（２）増減要因については、医療分が、一人当たりの診療費ベースで１万２,３２４円、保険者負担ベースで５,８１０円増加したこと、後期分では、歳出の後期高齢者支援金の現状だと、被保険者一人当たりの保険税必要額が、対前年度比で１,１１９円減少したこと、介護分では、保険者努力支援交付金等の歳入が減少したことなどに

よるものです。

次に、（３）対前年度比上昇率では、本町が令和６年度実績見込みで１５万５,４３３円から、令和７年度算定では１５万９,７１０円で、２.８％の上昇率となりました。

最少は、安芸太田町で０.３％、最大は、世羅町で５.６％となっており、一人当たりの保険税必要額で比較しますと、本町は県内８番目に高い水準です。

続きまして、４の、本町の算定結果、（１）一人当たりの保険税必要額見込みの表についてですが、まず、令和１２年度に保険税率を完全統一した場合の一人当たりの保険税必要額は、現段階での県の算定において２０万２,４２６円と示されております。表の一番右側の数値となります。

先ほど説明しましたカラーのグラフの図、３、県の算定結果、（１）一人当たりの保険税収納必要額の推移で、令和７年度の数値が１５万９,８７５円であることから、その完全統一数の額２０万円２,４２６円に、令和１２年度に追いつかせるためには、令和７年度から、毎年、約４.８％の上昇を見込む必要があることを示したのが上段の県提示額になります。

一方、令和６年１１月３０日現在の実際の熊野町国保加入者でシミュレーションし、一人当たりの保険税額を算定したところ、１４万４,９７１円となったことから、令和１２年度に完全統一の額２０万円２,４２６円に追いつかせるには、毎年、約５.７％上昇させる必要があることを示したものが下段の町見込額でございます。これにより、令和７年度は、一人当たり、年、必要額が１５万３,２６４円、対前年度比で８,２９５円増額する必要があることとなります。

次に、３ページ目、（２）の、令和７年度保険税率案の検討ですが、標準税率が県から示されたことから、表のとおり、来年度の税率案の算定を行いました。

現行税率では、表の下段、網かけの一人当たりの保険税額は１４万４,９７１円ですが、標準税率で算定すると１６万３,７９４円となり、現行税率と比べて、プラス１万８,８２３円、対現行の一人当たり保険税額上昇率で見ますと、プラス１２.９８％の増額となります。

改定案①は、上昇率をプラス８％程度、改定案③は、上昇率をプラス４％程度とし、改定案②は、先ほどの、（１）一人当たりの保険税必要額見込みで示した、令和７年度の上昇率の町見込み、約５.７％の近似値のプラス８.９％としたものです。

次に、（３）令和７年度保険税収納額見込みでは、先ほどの税率案を基に、表のとおり

り、保険税収納見込額の算定を行いました。

表は、各税率案における医療分後期分、介護分別の保険税収納見込額と、当該税率による歳入歳出予算における予算化不足見込額を最下段に示し、マイナスは予算が不足することを示したものです。

現行税率では、表の一番下の予算過不足見込額は約 8,355 万円の不足が生じ、標準税率では約 4,240 万円の不足、改定案①では約 6,064 万円、改定案②では 6,790 万円、改定案③では約 7,376 万円の不足となります。この予算不足額については、国保財政調整基金を取り崩し、充当などの措置が必要となります。

なお、令和 5 年度末現在の基金残高は 2 億 8,566 万 5,749 円となっています。

続きまして、5 の、税率改定ですが、令和 12 年度以降に完全な統一保険税率にする必要があることや、一人当たりの診療費の増額、県の財源が減少していることなどから、税率改定は避けられないと考えています。

標準税率とすると、プラス 1 万 8,823 円と被保険者の負担が大きいこと、また、いずれの案でも、基金の充当などにより負担軽減措置が必要です。令和 12 年度に統一保険税率に到達させるとすると、令和 7 年度は、令和 7 年度基準で、表記 4、1 のとおり、一人当たり 8,541 円の負担増が必要となります。

昨年度の税率改定時においては、基金残高約 2.8 億円に対し、毎年、4,000 万程度取り崩し、令和 6 年から令和 12 年の 7 年間で基金をなくす予定としていましたが、本年の算定では、いずれの案も昨年度の予定よりも多額となり、令和 11 年度まで基金がもたない状況がございます。

これらを踏まえ、基金残高の状況はございますが、最近の物価高騰の状況などから被保険者の負担感を考え、改定案②を令和 7 年度における税率案とするものです。

なお、2 月 13 日に開催されました熊野町の国民健康保険事業の運営に関する協議会においては、本税率改定案について諮問し、諮問どおり決定することを適当と認めますと答申をいただいております。

また、基金残高がなくなった場合においては、標準税率に、完全統一年度が令和 12 年以降で決定された場合においては、その年度において完全統一税率にすることとなります。

続きまして、6 の、モデルケースですが、ケース 1 に、夫、給与収入、年収 400 万円、妻、パート収入、年収 100 万円で、子供 2 人の 4 人世帯のケースを示しております。

す。

下の表の標準税率では、現行税率に対して年額6万8,400円の増額ですが、改定案②では年額3万1,800円、1件当たりで3,534円の増額となっております。

次のケース2では、前期高齢者の年金収入の2人世帯で、夫、年金収入が210万円、妻の年金収入110万円で算定し、改定案②とすると、年額5,900円、年金天引き一回当たりで983円の増額となります。

決算では、夫が前期高齢者の年金収入、妻がパート収入の2人世帯で、ケース2と同じく、夫、年金収入210万円、妻、年金収入110万円で算定したところ、改定案②では、年額8,500円、1件当たり945円の増額となる予定です。

続いて、7の、広報周知については、国保加入者の方々に理解をいただくために、税率改定の周知として広報やホームページの活用、また、当初納税通知において説明文を添付し、丁寧な説明をしてまいりたいと考えております。

最後に、8の、今後の予定ですが、3月議会に議案を提出し、承諾いただいた後に、令和7年度分の国民健康保険税から税率を改定する予定でございます。

説明は以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに御意見はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） それでは、質問がないようなので、この辺りでまとめさせていただきます。

熊田町国民健康保険税の税率改定についてはただいまの説明を了とし、3月定例会において関係議案が提出されますので、改めて審議することとし、まとめしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議がないようですので、本案件については、ただいまのように求めさせていただきます。

暫時休憩いたします。

再開は10時50分です。

(休憩 10時35分)

(再開 10時49分)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、報告案件、熊野町こども計画策定について、執行部から説明を受けたいと思います。

西村健康福祉部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○健康福祉部長（西村） それでは、熊野町こども計画の策定について、お手元の資料6により説明をさせていただきます。

以後は着座にて説明させていただきます。

1の、こども計画策定の背景と趣旨ですが、令和5年4月、こども基本法が施行され、市町村は、こども大綱、都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画の策定に努めることとされました。

本町の子育て支援政策については、第2期熊野町子ども・子育て支援事業計画に基づき様々な取組を行ってきましたが、この計画が令和6年度をもって期間満了となることから、新たな計画を策定する必要があります。

このため、本町におきましては、現行の子ども・子育て支援事業計画に、子供・若者計画と、子供の貧困対策、少子化対策に関する計画を加え、一体的なものとして熊野町こども計画を策定したものです。

2の、計画の性格、位置付けですが、本計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付けるとともに、こども基本法に基づく市町村こども計画として位置付けます。

3の、計画期間ですが、計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、社会情勢や子育てニーズの変化等に対応するため、本計画は、子供の保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成される熊野町子ども・子育て会議において定期的に計画の進捗状況を点検し、必要に応じた見直しも随時行っていくこととします。

4の、計画の策定体制ですが、本計画を策定するに当たり、本町を取り巻く現状や、

上位計画を整理するとともに、熊野町子ども・子育て会議を昨年度から４回開催し、審議を行っていただきました。

また、計画策定に向けた基礎資料とするため、小学校４年生以下の児童のいる世帯の子育て状況や、子育て支援等に関する意見等を把握するためのニーズ調査や、子供の日常生活での悩みや居場所、ヤングケアラー等の実態を把握するとともに、子供の意見を聞く取組を推進するため、町内の小学校４年生から中学校３年生を対象としたこどもアンケート調査を実施しました。

このほか、町内の保育所等へのヒアリングの実施により現状及び課題の把握を行い、今後の本町における子供、若者、子育て家庭への支援の在り方等について検討を行いました。

５、計画の基本的な考え方ですが、まず、基本理念は、第２期計画の基本理念を継承することとし、安らぎの子育てを支え、力強く健やかな子供を育む熊野町を掲げ、子供、若者、子育て家庭を地域、社会全体で支え、誰もが健やかに成長、自立して、それぞれの場所で活躍できる社会を目指します。

次に、計画における視点ですが、取組を進めるための基本的な方向性としては、第２期計画の三つの視点を引き継ぎ、視点１、安らぎの子育て安心・安全、視点２、まち全体で育む支え合い、視点３、力強く健やかな子供に育つ「のびのび」とし、本町を取り巻く課題を踏まえながら、子供、若者、子育て支援を推進してまいります。

次に、基本目標と施策ですが、第２期計画で掲げた基本目標を基本としつつ、こども大綱が目指す、全ての子供、若者が、身体的、精神的、社会的に幸せな状態で生活を送ることができるこどもまんなか社会の実現に向け、１０の基本目標を掲げ、それぞれに施策を設定しました。

それでは、主なものについて説明をさせていただきます。

基本目標１、健やかに産み育てるための環境づくりでは、こども家庭センターを設置し、妊娠期から出産、子育て時期において切れ目なく支援し、安心して妊娠、出産、育児ができるよう体制の充実を図ります。

基本目標５、教育・保育サービスの充実では、延長保育事業、一時保育事業などの保育事業に加え、令和８年度からは「こども誰でも通園」を実施します。また、安心・安全で、快適に施設が利用できるよう、教育・保育施設の改修等の整備を行ってまいります。

基本目標 6、子育て支援事業の充実では、くまの・こども夢プラザにおける子育て支援センター機能の充実を図るとともに、子育て家庭が安心して子供を育てることができるよう、相談体制などの強化を図ってまいります。また、子供の悩みに対する支援、居場所を充実してまいります。

基本目標 8、子供の貧困、ヤングケアラー対策では、教育、生活、保護者の就労などの支援実施施策を推進し、全ての子供が生まれ育った環境に左右されることなく、将来に向けて希望を持てるよう支援の充実を図ってまいります。

基本目標 10、子供の権利を尊重した社会の実現では、児童虐待防止、早期発見・早期対応に努め、養育支援が必要な家庭に対して、こども家庭センターによる継続な支援を行います。また、子供、若者の意見表明の機会確保に努めてまいります。

資料の 2 枚目を御覧ください。

6 の、計画の評価指標ですが、本計画では、計画期間中の目標達成に向けた進捗状況を図るため、15 の事業に対して、評価指標の現状値と、5 年後に達成すべき目標値を設定しています。

7 の、事業量の見込みと確保方策については、子供の数や、教育・保育施設等の設置状況を踏まえ、教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、その量の見込みと、提供体制の確保方策について定めています。

まず、教育・保育施設ですが、認定区分ごとに、過去の利用状況や、将来の推計児童数、転入世帯の増加を考慮して、計画期間中の見込みと提供量を示しています。

1 号認定、3 歳から 5 歳で幼稚園を利用する子供については、令和 7 年度の利用定員数は、上段に記載の量の見込み 173 人に対し、下段、確保策は 161 人と不足が見込まれますが、実際の申込みは 108 人となっています。令和 8 年度以降は、供給体制が確保されていく見込みとなっています。

2 号認定、3 歳から 5 歳で保育園を利用する子供については、必要に応じて利用定員の見直しを行うなどして対応することとしています。

3 号認定においても当面の不足が予測されますが、令和 8 年度以降は町内の法人が施設の増設を計画していますので、利用定員の拡大を図る予定としており、供給体制は確保されていく見込みです。

保育事業に対応するため、町内の法人の保育施設の整備に対して支援を行い、利用定員の拡大に努め、待機児童の解消と利用希望者が入所できる環境を整えるよう努めてま

います。

次に、地域子ども・子育て支援事業ですが、現在の利用実態やニーズなどから、5年間の量の見込みに対する確保方策を定め、利用ニーズに対応してまいります。特に、放課後児童クラブについては、利用児童が増加しておりますので、教室の数を増やすなどして対応していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について、質疑があればお願いいたします。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） ないようですので、この辺でまとめたいと思います。

ただいま報告を受けました熊野町こども計画策定については、今後5年間、子供、若者、子育て家庭への取り組むべき事項について、計画どおり着実に推進していただきたいと思います。

また、保育所等については、増加する保育需要に対応するため、待機児童の解消と、利用希望者が入所できる環境を整えるよう取り組んでいただくよう強く要望し、まとめとしたいと思います。

続いて、報告案件、熊野第三小学校南校舎改築事業について、執行部から説明を受けたいと思います。

立花教育部長。

~~~~~〇~~~~~

○教育部長（立花） それでは、教育委員会から、報告案件の熊野第三小学校南校舎改築事業につきまして、お手元の資料7により御説明をさせていただきます。

恐れ入ります、以後は着座にて御説明させていただきます。

まず、1、要旨でございます。

熊野町学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化の解消及び教育環境の機能、向上等を図り、児童が将来にわたって安心・安全な学校生活を送ることができるよう、学校全体の施設整備の在り方を踏まえた上で、熊野第三小学校南校舎の改築に係る基本計画、基本設計を行っているところでございます。

本日は、現時点の基本計画、基本設計案について御報告をさせていただくものでございます。

続いて、2、学校全体の施設整備方針についてでございます。

まず、南校舎、職員室などの特別教室棟につきましては、長寿命化計画における健全度、建物の各部位の劣化状況を4段階で評価し、数値化したものですが、100点満点中39点であり、令和2年に実施した耐力度調査において、鉄筋コンクリート造の危険建物に係る判定基準である4,500点を下回る結果であったことから、外壁の劣化状況や、耐力度不足への抜本的な対策として改築を行うものでございます。

中校舎、普通教室棟につきましては、健全度が65であり、令和6年に実施した耐力度調査においては、危険建物に係る判定基準である4,500点を上回っているものの、建築後50年が経過する建物であるため、今後の劣化状況等を踏まえ、改築も視野に入れた配置計画を検討する必要があると考えております。

屋内運動場、体育館につきましては、健全度が49であり、屋根や内装等の劣化が進行している状況でございます。また、令和6年度に、文部科学省から、体育館の空調設備設置を加速化する方針が示されていることも踏まえ、今後の整備方針を検討する必要があると考えております。

次に、2ページ、3、基本計画、基本設計案についての（1）学校全体施設整備に係る視点でございます。

このたびの基本計画、基本設計に当たり、保護者、教職員へのアンケートを聞き取り、聞き取り調査を行う中で、防犯対策の充実や、登下校時の歩車分離、多様な学習活動に柔軟に対応できる空間、トイレの洋式化や、多目的トイレ設置等のバリアフリー化、地域の方との交流、協力などの意見を頂戴いたしました。

基本設計等においては、長寿命化計画における学校施設の目指すべき姿や、こうした意見を踏まえ、1から5までの視点に留意して施設整備を行うこととしております。

続いて、（2）配置計画案についてでございます。

1ページの2、学校全体の施設整備方針についてで御説明したとおり、中校舎の改築も視野に入れた配置計画とすることとし、1のA案とB案、3ページの2のC案の3つの配置計画案を比較検討いたしました。

まず、3ページ上部にかけての1、現在と変わらない位置へ配置する方法でございますが、A案は南校舎を現在の位置の西側に寄せて建て替える案、B案は南校舎を現在の

位置に建て替える案であり、いずれも、工事期間中は仮設校舎が必要となります。また、仮に、中校舎の改築が必要となった場合は、現在の位置に建て替える案となり、中校舎の改築時にも仮設校舎が必要となります。

次に、3 ページの中段の 2、グラウンド南西側の位置へ配置する方法が C 案でございますが、こちらは仮設校舎が不要となります。仮に、中校舎の改築が必要となった場合は、現在の南校舎の位置に建て替える配置とすることで、中校舎の改築時には仮設校舎は不要となります。

また、体育館の改築が必要となった場合も、現在の中校舎の位置に建て替える配置とすることで、学校生活への影響は最小限となることが想定されます。

次に、4 ページは A 案から C 案の比較検討表でございます。

動線計画では、A 案は、新しい南校舎が正方形の形となり、青色の南校舎と赤色の中校舎の間を車両が横切る配置となります。

また、安全配慮では、A 案は南校舎の職員室と正門やグラウンドの位置が遠く、来校者の様子を把握しにくくなるため、いずれも B 案と C 案が優位となります。

仮設校舎の建設では、引っ越し回数が少なく、学校負担が小さいことや、表の一番下、工程計画や事業費において短縮、縮減が見込まれることから C 案が優位となります。

表の中段、グラウンドへの影響では、C 案はグラウンドのトラックには影響しないものの、グラウンドの南西側に配置するため、A 案と B 案が優位となります。

こうした点を総合的に勘案し、南校舎をグラウンド西南側の位置へ配置する C 案が最も優位と判断できることから、C 案の配置計画を採用することといたしました。

続いて、5 ページからが (3) 平面計画案についてでございます。

配置図、平面図等につきましては、引き続き、詳細を協議しているところであり、現時点での案を御説明させていただきます。

まず、配置図の赤で示している部分が新しい南校舎でありまして、現在の南校舎の位置には、青で示した来校者等のための駐車スペース、緑色で示した植栽等の空間を設けることとしております。また、正門を現在の位置から西側へ移動させるとともに、歩行者と車両の動線を分離することとしております。

グラウンドへの入り口につきましては、新しい南校舎の配置を踏まえ、グラウンド東側、現在の国旗掲揚台付近に設けることとしております。

新しい南校舎全体の延べ面積は、現時点で 1,476 m<sup>2</sup>となっており、現在の南校舎

の延べ床面積 1,531 m<sup>2</sup>よりも小さい規模となるよう計画をしております。

次に、断面図についてでございますが、第三小学校は、校舎がある敷地とグラウンドの敷地には高低差があり、新しい南校舎は両方の敷地にまたがる形で配置しております。新しい南校舎の2階から4階が既存校舎の1階から3階と同じレベルとなり、新しい南校舎の1階は、現在の校舎敷地よりも低い位置、グラウンド敷地と同じレベルになります。

次の、6ページは1階平面図でございます。

新しい南校舎をグラウンド西南側に配置することによって、グラウンドが狭くなることが懸念されるところでございますが、1階部分にピロティーを設けることで、行事等における熱中症対策や、雨天時の屋外活動、地域の方との交流活動など、幅広く活用できる空間を確保するよう計画をしております。

2階、3階平面図につきましては、現在の南校舎と同じ部屋を基本として計画をしております。

7ページの、4階平面図では、校舎南側に4教室分の空間がありますが、多様な学習活動に柔軟に対応するとともに、将来的な中校舎の長寿命化改修や改築、児童クラブ室の一時的な増加等を考慮し、普通教室といたしましても利用できるような可動式の間仕切りを設ける計画としております。

続いて、4、概算事業費についてでございます。

概算の事業費は、実施設計費及び工事費を合わせて9億3,600万円と見込んでおります。

財源のうち、国庫補助金は、補助対象事業費の3分の1として1億7,600万円、地方債は、補助対象事業分、一日単独事業分を合わせて5億8,000万円、一般財源は1億8,000万円と見込んでおります。

最後に、5、事業スケジュール（予定）についてでございます。

今年度末までに基本計画、基本設計を完了し、令和7年度に実施設計を行うため、令和7年度当初予算に所要額を計上させていただく予定でございます。

工事につきましては令和8年度から令和9年度にかけて行い、新校舎の供用開始は、令和9年度、夏休み明けの2学期からを想定しております。

熊野第三小学校南校舎改築事業についての説明は以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

〇議長（時光） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について、質疑があれば



暫時休憩いたします。

(休憩 1 1 時 1 5 分)

(再開 1 1 時 1 6 分)

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、以上をもちまして全員協議会を終了といたします。

(閉会 11時16分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長